

東邦銀行からのお知らせ

お取引時の確認にご協力ください

平成28年10月1日から、
口座開設やお振込みの際の本人確認方法の
お取扱いが変更になりました。

主な変更内容

【個人のお客さま】

顔写真のない
身分証明書を
ご提示の場合は
別の本人確認書類を
追加提示いただきます

外国政府等における
重要な公的地位にある方
(あった方) またはその
ご家族とのお取引の際に
追加の確認書類の提示を
お願いする場合があります

【法人のお客さま】

議決権の25%超を直接
または間接的に保有
する方で事業経営を
実質的に支配可能な個人
の方を申告いただきます

法人のために来店される
方の確認方法として
お電話等による
取引権限の確認を
させていただきます
(社員証はご使用いただけません)

詳しくは次頁をご覧ください。



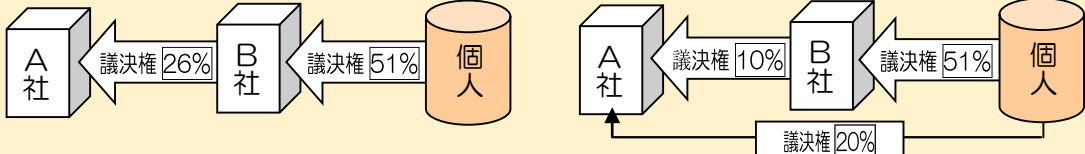
お取引時の確認事項および確認方法の変更のお知らせ

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、お取引時の確認の方法と内容が変わりましたので、ご協力をお願いいたします。

対象となるお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かり、電子記録債権などの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人式払小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人式払小切手の受払い
- ④ 融資取引等

主な変更点

個人のお客さま	<p>○顔写真のない本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）をご提示の場合、別の確認書類等の提示をいただきます。</p> <p>○外国の元首および外国政府・中央銀行その他これに類する機関において、重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方）及びその家族の方並びにこれらの方が実質的支配者である法人については、お取引内容の厳格な確認をさせていただきます。</p>
法人のお客さま	<p>○法人を代表して取引を行う担当者の権限の確認方法として、事業所への電話等によって取引権限の確認をさせていただきます（社員証や健康保険証での確認はできません）。</p> <p>○法人のお客さまとのお取引の際、議決権の25%超を直接又は間接保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。</p> <p>【ケース①】間接保有によって支配している 【ケース②】間接保有も併せて支配している</p> 
その他	<p>○お取引の内容によっては上記確認事項以外の事項についてご質問をさせていただきます場合があります。</p> <p>○過去に本人確認書類をご提示いただいている場合も、再度ご提示いただく場合があります。</p> <p>○なお、上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪収益移転防止法により処罰されることがあります。</p>

詳しい内容に関しては、お近くの東邦銀行にお問い合わせください。